

3-2 障害者

- ✓ 障害者が働く場合の労働条件に、特別なものがありますか？
- ✓ 障害で働けない場合、所得保障が受けられますか？
- ◎ 障害者の労働条件は一般の労働者と特に変わりません。ただし、最低賃金に関する特例などが定められています。
- ◎ 障害が生じた時期や障害の程度により、国民年金や厚生年金が受給できます。

障害者雇用率制度

- 障害者の採用に関しては、「障害者雇用促進法」により、事業主に一定の雇用率に達する人数の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用すべき義務を課しています。法定雇用率は、民間企業は2.3%、国・地方公共団体等は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%です。
- 法定雇用率は、下記のとおり段階的に引上げられます。

	令和6年4月～	令和8年7月～
民間企業	2.5%	2.7%
国・地方公共団体等	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.7%	2.9%

- 令和7年4月1日より除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。現在除外率が10%以下の業種については、除外率の対象外となります。

障害者の労働条件

- 障害者の労働条件は、一般の労働者と特に変わるところはありません。労働基準法、最低賃金法、労災保険法、雇用保険法などの労働法規は、障害の有無にかかわらず、全ての労働者に適用されます。

①賃金支払いの原則

障害者に対する賃金の支払いも、一般の労働者と変わりありません。したがって、賃金支払いの5原則(6ページ参照)は守らなければなりません。知的障害者の親などが本人に代わって受け取ることは認められず、本人に対して支払わなければなりません。

②最低賃金の減額特例

賃金の支払いに関して、一般の労働者と労働の能力が異なる者については、使用が都道府県労働局長に申請し、許可を受けることにより個別に最低賃金の減額特例を受けることが認められます。

③解雇

業務上の傷病による休業期間及びその後30日間の解雇制限などを除き、特に使用者に対する解雇制限は課されていません。ただし、障害者である労働者を使用者の都合で解雇する場合は、その旨を公共職業安定所に届け出なければなりません。なお、傷病や治癒後の障害のための労働力の喪失については、解雇の合理的理由になるとされます。

障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供

- 全ての事業者は、採用・募集、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇において、障害者を不当に差別することが禁止されています。また、障害者が職場で働くにあたって支障となっている事情を改善するための措置の実施(合理的配慮の提供)が義務付けられています。

障害者の所得保障(障害年金)

- 障害を生じた時期により、受けられる年金は次のとおりです。また、障害認定日(原則初診日から1年6か月経った日)の障害の程度により障害年金の支給の可否が決まり、年金の等級も決まります。
- ① 満20歳前の初診日による傷病で、障害者となったとき：障害基礎年金
 - ② 満20歳以上で国民年金加入中に初診日のある傷病で障害者となったとき：障害基礎年金
 - ③ 60歳以上65歳未満で日本国内に居住していた期間に初診日のある傷病で障害者となったとき：障害基礎年金
 - ④ 厚生年金加入中に初診日のある傷病で障害者となったとき：障害基礎年金+障害厚生年金
又は障害厚生年金のみ

障害者の雇用相談・就労相談窓口 ※横浜市の市外局番:045

機関・電話・FAX	所在地	業務内容
各公共職業安定所(ハローワーク)	(49ページ参照)	職業紹介
横浜東部就労支援センター TEL450-5181 FAX450-5185	神奈川区神奈川2-14-17 加瀬ビル3階301	①障害者の就労に関する相談 ②就職前の職場体験実習・就職準備実習の実施 ③就職に向けた支援 ④職場定着支援 ⑤事業主への雇用に関する相談
横浜南部就労支援センター TEL775-1566 FAX349-3740	磯子区新杉田町8-8 ハマシップモール4階404	
横浜北部就労支援センター TEL937-3384 FAX937-2778	緑区中山一丁目6-1 ミヨシズ・シードビル405	
横浜西部就労支援センター TEL390-3119 FAX390-3129	旭区柏町36-15 柏ハーモニビル202	
横浜戸塚就労支援センター TEL869-2323 FAX865-3172	戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2階	
横浜中部就労支援センター TEL350-2044 FAX350-2644	西区平沼1-38-3 横浜エム・エスビル4階	
横浜上大岡就労支援センター TEL844-4402 FAX844-4403	港南区上大岡西1-19-20 ワットビル104	
横浜日吉就労支援センター TEL560-1801 FAX560-1808	港北区箕輪町2-2-2 ケイケイビル2階	
横浜市精神障害者就労支援センター TEL475-0142 FAX475-0106	港北区鳥山町1735 横浜市総合保健医療センター1階	
神奈川県障害者雇用促進センター TEL633-6110 FAX633-5405	中区寿町1-4 かながわ労働プラザ5階	県内企業や就労支援機関に対する各種支援

障害者の就労に関する関係機関・相談先

☞ 上記相談窓口参照

☞ 「働く人の相談室」ほか労働相談窓口(48ページ)